

いじめ防止のための基本方針



鳥栖市立田代中学校



〒 841-0016

佐賀県鳥栖市田代外町651番地1

TEL 0942-83-2758

FAX 0942-83-2822

【R7. 5. 1 改訂】

「鳥栖市立田代中学校 いじめ防止基本方針」

1 基本理念

「いじめはあってはならない」「いじめは許さない」という基本的な考えに立ち、「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの生徒にも起こりうる」ということを念頭に置きながら、生徒が楽しく豊かな学校生活を送ることができるよう、いじめのない学校とするために「鳥栖市立田代中学校いじめ防止基本方針」を定める。

- 「いじめ」とは…本校生徒に対して、本校に在籍している等の一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じているもの。
- 「もの隠し」「窃盗」「悪口の落書き」など匿名性の高い嫌がらせもいじめとする。

2 いじめの禁止

生徒は、学校の内外を問わず、いじめを行ってはならない。

3 学校及び教職員の責務

田代中学校の教職員は、基本理念にのっとり、保護者、地域住民、関係機関・団体等との連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止、早期発見・対応に全力をあげて取り組む。

また、いじめの疑いがあるときは、適切かつ迅速に対処して解決をはかり、再発防止に努める。

4 組織体制

- (1) いじめ防止等の対策のために校内に「いじめ防止対策委員会」を設置する。
- (2) 「いじめ防止対策委員会」のメンバーを、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、生徒指導主事、生活指導主任、教育相談主任、該当学年の学年主任・生活指導担当・学級担任とする。ただし、状況に応じて、部活動顧問や養護教諭等の関係教職員を委員とする場合もある。なお、いじめの状況や内容等により必要と認める場合は、校内委員会に外部委員（学校運営協議会委員1名、スクールカウンセラー1名、PTA代表1名等）を加えた「いじめ防止対策拡大委員会」を設置して、その対応にあたる。
- (3) 「いじめ防止対策委員会」の主な活動内容は、次のとおりである。
 - ・学校「いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施
 - ・具体的な年間計画の作成・実行・評価
 - ・相談及び通報の窓口の設置
 - ・情報の収集と記録、共有、対応策定
 - ・相談アンケートの定期的な実施と対応

5 未然防止

- (1) すべての教育活動を通して、心の通い合うコミュニケーション能力を育むとともに、道徳教育や人権・同和教育を推進しながら他を思いやる心を育てる。
- (2) 授業や行事、体験活動に主体的に参加・活躍できるような授業づくり・集団づくりを行う。
- (3) 「いじめを絶対許さない」という強い決意をもち、日頃から生徒・教師・保護者間の信頼関係の構築を行う。
- (4) 集団の一員としての自覚を育むことで、互いを認め、支え合う学校風土をつくる。
- (5) 教職員の言動が生徒を傷つけたりすることのないように、指導・支援のあり方に細心の注意を払う。
- (6) 「職員連絡会」や「生徒指導委員会」「生徒指導協議会」、また、「教育相談部会」等において、指導・支援を要する生徒に関する情報交換を行い、その対応について協議する。
- (7) いじめ防止等に関する校内研修の充実を図り、教職員の指導力及び実践力の向上に努める。

6 早期発見

- (1) 軽微な兆候であってもいじめではないかとの危機意識を持ってあたるなど、いじめを積極的に発見するよう努める。
- (2) いじめの兆候を察した場合は、速やかに「いじめ防止対策委員会」を開催し、その情報を共有して、迅速な対応に努める。
- (3) 生徒とふれあう時間を確保するように努め、生徒の変化やサインを見逃さないようアンテナを高く保つ。
- (4) 定期的なアンケートや教育相談の実施、小中連携による情報共有、家庭や地域からの情報提供等により、いじめの実態把握が行われやすい体制づくりに努める。

7 いじめに対する措置

- (1) いじめの発見・通報を受けた場合、速やかに組織的に対応し、適切な初期対応に努め早期解決・再発防止を図る。
- (2) 被害生徒の保護・支援にあたるとともに、加害生徒にも教育的配慮の下で毅然とした態度で指導する。
- (3) 全教職員の共通理解、保護者への連絡、鳥栖市教育委員会への報告、関係機関・専門機関への相談・通報等を速やかに行う。

8 教育相談体制

- (1) 生徒及び保護者と信頼関係を構築することにより、相談しやすい環境を整える。
- (2) 生徒とコミュニケーションをとる場面を多く設けることにより、生徒がいつでも相談できる機会をつくる。
- (3) スクールカウンセラーやスクールサポーターおよび学習支援員、サポート相談員、生活指導員等と十分な連携を図りながら、継続的な対応に努める。
- (4) 次の「いじめ問題対応に関する年間計画」にもとづく取り組みを進めるとともに、生徒の変化を見逃さないように努める。

月	実 施 事 項
4	職員会議（情報の整理と共通理解、相談室の整備と相談室の利用についての案内など）、二者面談の実施、いじめ・いのちを考える日(毎月10日)、生活アンケート(毎月)
5	二者面談後の情報共有、体育大会に向けて（支え合う学級・学年指導）、相談アンケートの作成と実施、教育相談
6	相談結果の整理と対応 いじめ調査と対応 いじめ防止対策基本方針の周知（HP など）、「いじめ防止対策拡大委員会」に活動計画の説明等 いじめに関するアンケートとその対応
7	いじめ対応校内研修会
8	夏季休業中の教育相談的対応（家庭訪問、電話、手紙など）
9	生活アンケート（夏季休業中の心配事や悩みなど）、情報の共有と対応
10	校内研修（いじめ問題への対応、事例研究など）
11	教育相談アンケートの実施、教育相談の実施、情報整理と対応 いじめに関するアンケートとその対応 二者面談、三者面談
12	生徒会による人権週間の取り組み 学校評価への反映（評価項目に「いじめ防止対策の取組」を）
1	次年度に向けての対応について校内協議
2	「いじめ防止対策拡大委員会」に活動報告、次年度計画の協議
3	学年PTA（1年を振り返って・生徒の生活）、次年度の計画確定

9 関係機関との連携

社会の状況や価値観が多様化する現在、いじめの事案にかかわらず、学校の運営はもはや学校だけの力では成り立たない部分が多い。特に、いじめの問題については、犯罪行為が含まれるケースや被害者・加害者の精神的なケア、医療的な支援が必要なケースがある。しかし、こうしたネットワークを機能させるためには、日頃から関係機関と顔の見える関係を作っておく必要がある。連携は生きものであり、連携しながら点検・工夫し、強化していかなければならない。また、連携を図るためには、つなぎ役の存在が必要であることから、生徒指導主事がつなぎ役をすることとする。

(1) 鳥栖警察署との連携

犯罪行為として認められる事案については、鳥栖警察署と連携して事案の解消に努める。犯罪行為にあたる事案としては、

- 被害者の心身を大きく傷つける事案
- 被害者から金品を強要する事案
- その他、校長が必要と認める事案

(2) 児童相談所との連携

学校におけるいじめ問題は、その背景に生徒の非行や家庭の抱える困難など、様々な要因が考えられることから、積極的な連携を図る必要がある。

(3) 生徒指導支援員の活用

東部教育事務所には、警察官経験者である生徒指導支援員が常駐している。いじめ問題に的確に対応するためには、これまで以上に警察と学校との連携を強化する必要があるが、生徒指導支援員は両者の架け橋として、重要な役割を果たすものと考えられる。具体的には、以下のような活用が考えられる。

- いじめ問題に関して、学校が加害者への聞き取りや指導を行うにあたり、対応方法等について指導・助言をもらう。
- いじめ防止を主眼とした非行防止教室等の開催や、保護者会等の機会に啓発を行うなど、いじめの防止を図るための取組に対する支援をしてもらう。
- 加害者に対して、その健全な育成を図るための説諭をしてもらう。
- 校内巡回等を通して、生徒に関する情報を提供してもらうことで、いじめの早期発見に繋げる。

(4) その他、連携が必要な機関

スクールサポーター(鳥栖中と兼務)、鳥栖市教育委員会、医療機関、鳥栖市役所子ども育成課 等

10 ネットいじめへの対応

- (1) ネットいじめの現状と対策に関する研修をもち、教職員のいじめに対する対応力を高める。
- (2) 情報モラル教育の充実に努め、インターネット社会の問題点について、生徒の理解を深める。
- (3) 学校ホームページや保護者向けの文書・リーフレットなど、さまざまな方法や機会を活用して生徒や保護者への啓発活動を行う。
- (4) ネットいじめを発見した場合、情報削除や発信者への対応など適切かつ迅速に対応する。必要に応じて警察署等の外部機関と連携して対応する。

11 重大事態への対処

- (1) ただちに鳥栖市教育委員会に報告するとともに、必要に応じて専門機関や警察等に通報・相談しながら連携を進める。
- (2) 鳥栖市教育委員会と協議のうえ、「いじめ防止対策拡大委員会」を設置し、事実関係を明確にするために調査を実施する。

- (3) 被害生徒の保護とケアを最優先するとともに、加害生徒に対して、教育的配慮のもとで適切な指導・支援にあたる。
- (4) 事案にかかる調査結果については、個人情報保護に十分に配慮しながら、関係の生徒・保護者への適切な情報提供を行うとともに、問題解決のために有効に調査結果を活用する。

1 2 職員研修

いじめの問題に対しては、適切な実態把握や対応がなされる必要がある。このため、教職員が、いじめの問題と正対し、いじめの未然防止及び早期発見・早期対応を図るために必要な知識と技術やマネジメント力を身につけ、問題の解決に向けた判断力と行動力を発揮する必要がある。

校内の職員研修として以下の内容を実施する。

- 「いじめ」理解のために
- 「いじめ」のサインを見逃さないために
- 「いじめ」への早期対応のために
- 「いじめ問題」への対処について

また、いじめがいつでもどこでも起こり得るのであれば、「いじめの早期発見」が最重要課題であるという考えに立ち、外部講師を招聘しての研修会を開催する。

1 3 取組体制の点検及び評価

いじめの問題に関する学校評価の実施については、いじめの有無や発生件数のみにとらわれるのではなく、適切な実態把握や対応がなされるよう、具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえて改善・強化を図っていく。

評価の観点として

- いじめ問題への対処方針が明確であり、職員の共通理解ができているか。
- いじめの未然防止・早期発見に向けた取組が、組織として機能しているか。

の2項目を掲げる。

また、本校の生徒指導の中核である生徒指導委員会（毎週開催）で、いじめ問題の取組についての情報交換の時間を設定し、適宜、取組の点検と工夫に向けた協議を行う。